

若手保護司によるオンラインフォーラム 結果報告

幅広い世代の多様な人材に保護司として長く活躍いただくために

令和4年6月

法務省保護局

全国保護司連盟

1 はじめに（保護司制度を取り巻く近年の状況）

我が国の更生保護ボランティアのうち、取り分け、保護司は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中で健全な一員として更生するよう、保護観察官と協働して保護観察等を行うなど、更生保護の中核の役割を果たしており、地域社会の安全・安心にとって欠くことのできない存在である。

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）のサイドイベントとして開催した「世界保護司会議」において、「世界保護司デー」の創設等を盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択され、我が国の保護司制度は“HOGOSHI”として、国際的な評価と共感を得ることとなった。

しかし、足下の状況を見ると、近年、再任時上限年齢の到来等によって退任する保護司数が相当数いる一方、新たな担い手確保は年々困難となり、保護司制度の維持が危惧される状況が続いてきている。

そうした状況を踏まえ、平成26年3月には、保護司の安定的確保に向けた当面の対応の方向性を定めた「保護司の安定的確保に関する基本的指針」（平成31年3月一部改正）を全国保護司連盟と保護局とが共同で策定し、同指針のもと、更生保護官署と保護司組織が官民一体となって様々な取組を進めてきた。

令和3年1月には、総務大臣から法務大臣に対し、保護司の活動環境の整備や適任者確保等に係る5項目にわたる勧告がなされた。これを契機として、今後、より一層実効性のある施策を推進していく必要がある。

2 若手保護司によるオンラインフォーラムの実施へ

以上の経緯を踏まえ、保護司の減少と高齢化に歯止めを掛け、世界に誇る保護司制度を将来に向けて持続可能なものとするためには、年齢層や性別、職種、価値観、ライフスタイルを超えて、熱意ある多様な人材を幅広く保護司として迎え入れ、それらの人がやりがいをもって長く活躍できる保護司制度を目指す必要があることから、令和3年度、いわゆる現役世代のうち比較的若手の保護司によるオンライン会議（フォーラム）を実施し、具体的な方策を協議することとした。

3 地方フォーラムの実施

（1）主催

地方更生保護委員会及び地方保護司連盟

（2）参加者の選定

令和4年1月1日現在でおおむね45歳未満、かつ、保護司従事年数がおおむね4年以上となる現職の保護司に対し、フォーラムへの参加意思の確認及び協議題についての意見を求めた。その結果を踏まえ、各保護観察所ごとに2名程度の参加候補者を地方委員会に推薦し、地方委員会は、これを踏まえて参加者を決定した。

（3）協議題

- ア 活動する上での負担や不安の軽減
- イ 活動環境の確保・改善
- ウ 保護司の社会的認知度の向上
- エ 幅広い世代・分野からの多様な人材の確保
- オ その他

(4) 開催日時・参加人数

地方	開催日	参加人数
北海道	令和3年11月29日(月) 午後7時～午後8時30分	8名
東北	令和3年11月16日(火) 午後3時～午後4時50分	11名
関東	令和3年11月30日(火) 午後1時30分～午後3時30分	19名
中部	令和3年11月1日(月) 午後6時30分～午後7時30分	9名
近畿	令和3年11月25日(木) 午後2時～午後4時	10名
中国	令和3年11月26日(金) 午後3時～午後5時	8名
四国	令和3年11月19日(金) 午後1時30分～午後3時30分	8名
九州	① 令和3年11月7日(日) 午後1時～午後3時 ② 令和3年11月25日(木) 午後7時～午後9時	12名 16名

4 全国フォーラムの実施

(1) 主催

法務省保護局及び全国保護司連盟

(2) 参加者の選定

地方フォーラム参加者の中から地方委員会が推薦し、これを踏まえて保護局において決定した。

(3) 協議題

地方フォーラムと同様

(4) 開催日時・参加人数

令和4年2月27日(日) 午後1時～午後3時 参加者16名

5 意見とりまとめ (P3～)

(1) 保護司活動をする上での負担や不安を軽減するための方策・・・4

ア サポートの充実

- 研修体系、研修内容、資料等に関する事
- 地域別定例研修等に関する事
- 事件担当、処遇に関する事
- その他新任保護司のサポートに関する事

イ 家族や職場、地域からの理解の促進に関する事

- 家族の理解、家族への負担に関する事
- 職場の理解に関する事
- 地域の理解等に関する事

(2) 保護司活動をする環境を確保し、又は改善するための方策・・・6

ア デジタル技術・オンラインの活用

- 研修におけるデジタル技術の活用
- 処遇活動等におけるデジタル技術の活用

イ 面接場所の確保

- 面接（往来訪）に関する事
- サポートセンターその他の面接場所に関する事

ウ 保護司会活動における負担の軽減

- 保護司会の事務に関する事
- 保護司会の運営、活動内容等に関する事

(3) 保護司の社会的認知度を向上させていくための方策・・・10

ア 社会的認知度に関する広報の現状等について

- 社会的認知の現状に関する事
- “社会を明るくする運動”に関する事

イ 社会的認知度向上に向けた広報等

- 学校での広報、学校関係者への広報に関する事
- 若い世代への広報の手法等に関する事
- 広報の内容に関する事
- 広報の主体、役割分担等に関する事

(4) 幅広い世代・分野から多様な人材を確保するための方策・・・12

ア 保護司のなり手を探す方策について

- 働き掛け先の団体等に関する事
- 情報収集、働き掛けの方法等に関する事

イ 保護司適任者の推薦、委嘱手続等について

- 保護司の“入口”に関する事
- 推薦等の手続に関する事

ウ 今後の適任者確保に向けて

- 制度、活動環境等に関する事
- 今後の適任者、保護司像に関する事
- その他今後の保護司活動等に関する事

(1) 保護司活動をする上での負担や不安を軽減するための方策

ア サポートの充実

- 研修体系、研修内容、資料等に関すること
 - ・ 保護司委嘱4年目以降、保護観察所で受ける研修がなくなってしまうのが心許ない。
 - ・ 事件担当の間隔が空いた場合などには、事件担当の手順や面接の仕方が分かる資料等があると改めて確認できてよい。
 - ・ 新任研修のとき、面接の仕方に関するDVDを見たが、大きな自宅で貫禄ある保護司が面接する内容で違和感があった。若手保護司にもイメージしやすい資料を作してほしい。
 - ・ 事例集、体験談、処遇についてのQ&A、ガイドライン等があるとよい。
- 地域別定例研修等に関すること
 - ・ 地域別定例研修では、講義よりも、対象者のパターン別のロールプレイのような実地訓練型が望ましい。
 - ・ 地域別定例研修は、保護司同士のコミュニケーションの場や地区担当官との処遇協議の場として活用できるとよい。保護司の不安が減り、保護司の不本意な退任を防ぐことにも役立つと思う。
 - ・ 保護観察官が原稿を読み上げているように見える地域別定例研修もあり、研修回数を減らしてもよいと思うような内容や、時間を短くしてもよいテーマもある。
 - ・ 研修への出席率を計算・公表されるのは負担である。
 - ・ 平日日中の研修や会議があると仕事と保護司活動との両立が難しくなり、細く長く保護司活動を続けてもらうためには改善が必要。
- 事件担当、処遇に関すること
 - ・ 事件数の少ない地域では、保護司になってもモチベーションの維持が難しい。
 - ・ 初めての事件担当のときは要領が分からず苦労した経験があり、丁寧にサポートする必要があると思う。
 - ・ 複数担当のほか、保護司の要望に応じて担当事件数を調整してもらえれば負担軽減につながる。
 - ・ 年末年始や閉庁時に対象者に問題が起きた場合の対応が難しい。状況によって主任官や統括保護観察官から判断を示してもらったり、対象者に直接指導をしてもらえたりすれば、負担や不安感を大幅に軽減できると思う。保護司の処遇力も向上するのではないか。
 - ・ 主任官への相談は大変参考になる。保護観察所が近いので、毎月1回経過報告書を持参して主任官と話し、不安を解消できている。
 - ・ 保護観察期間の長い対象者を一人で担当するのは負担が大きく、複数保護司のリレー形式で担当できる制度があるとよい。
 - ・ 複数担当で先輩保護司から基本的なことを教わることができ、先輩保護司との関係もできた。
 - ・ 初めて事件を担当したときは複数担当で、保護観察の進め方という点

では不安が軽減された。ただ、処遇のスタイルについては先輩保護司によって異なり、全てが参考になるというわけではなかった。

- ・ 処遇で困ったとき、元保護司の父の助言を受けて、うまくいったことがあった。身近にアドバイスしてくれる人がいると助かると思う。
 - ・ 対象者やその家族への対応は難しく、保護司研修等で聞く話は保護司目線の話ばかりになってしまうので、対象者側から見た保護観察の経験について知りたいと思う。
 - ・ 仕事の合間を縫って面接予定を入れても対象者が約束を守らないことがあったり、自分の小さい子供が急な体調不良のときは逆に面接日時を変えてもらうことがあり、面接日時を守るよう対象者にどこまで強く言ってよいものか迷っている。
 - ・ 担当している対象者が再犯をしてしまうと、自分の責任に感じてしまい、保護観察官や先輩保護司から、そうではないと言われても、自分ももっとうまく関わっていればと思い、負担になってしまう。
 - ・ 既に終了した対象者であっても再犯されると気持ち的にしんどい。ここまですればよいという基準があれば少し楽になれると思う。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の防止のため、面接実施前の対象者の抗原検査について予算を付けることを検討してほしい。
- その他新任保護司のサポートに関すること
- ・ 保護観察所における保護司からの相談専用部署の設置を希望する。
 - ・ 定年後の元保護司を含む相談専門の保護司の配置が望ましい。
 - ・ 保護司や退任保護司が新たな保護司を育成することについて、制度化してはどうか。
 - ・ 例えば、メーリングリストを作成して、若手保護司から先輩保護司に質問し、先輩保護司がそれに回答するといったシステムを作ってはどうか。新任保護司が不安や悩み事を抱えず、気軽に質問できる場が有用。
 - ・ オンライン等による同年代保護司との交流の場があるとよい。

イ 家族や職場、地域からの理解の促進に関すること

- 家族の理解、家族への負担に関すること
- ・ 家族から保護司活動への理解を得ることは難しい。
 - ・ 家族に危害が及ぶのではないかと不安がある。
 - ・ 保護司にならないかとの話があって、悩む時間を頂けず承諾した結果、家族に負担を掛けてしまっているように思うことがある。対象者と面接しているところ小さい子供に見られて、「お父さん何してるの？」と聞かれたとき、答えに困る。
- 職場の理解に関すること
- ・ 保護司の業務に掛かる時間などについて経営者に理解してもらえれば、雇用されている職員が業務として保護司の活動を行うことを許可する、いわゆる職務専念義務の免除といったことも考えられるのではないかと。
 - ・ 以前は休暇を取って研修に参加していたが、保護観察所からの働き掛けもあって、職務専念義務の免除を受けて研修に参加できるようになった。同じ職場に他にも保護司がいるなど、周囲の理解があったことも大

きかった。

- ・ 現役世代であれば、職場への理解を促すため、保護観察所から職場に働き掛けをしてほしい。
 - ・ 保護司の勤務先へお礼に回ったり、保護司活動への協力依頼、推薦に向けた意見交換など、保護観察所の能動的な活動を期待している。
 - ・ 勤務先が保護司活動に理解があるので、勤務の合間に保護司の活動をしたり、勤務先で面接場所を借りることもできる。
 - ・ 職場など周囲の理解を得るためのツール（リーフレット等）が必要。
 - ・ 保護司活動のための休暇制度が必要だと思う。
 - ・ 身分が曖昧で周囲に説明しづらい。裁判員のような身分があったらよいと思う。
- 地域の理解等に関すること
- ・ 地域の人にもっと保護司について知ってもらう場が必要だと思う。
 - ・ 担当している対象者が再犯すると、自分や自分の家族が地域から悪く思われるのではないかと考えて保護司を断った人の話を聞いたことがある。
 - ・ 保護司であることが地域住民に知られ、社会的排除を受けたことがある。体感治安の悪化によるフラストレーションが、若手保護司に向けられている実態がある。

(2) 保護司活動をする環境を確保し、又は改善するための方策

ア デジタル技術・オンラインの活用

- 研修におけるデジタル技術の活用
- ・ オンラインでの実施、出席を認めてもらいたい。
 - ・ 完全オンライン研修として配信すれば、全国又は庁ごとに研修内容が統一されてよいのではないか。
 - ・ オンラインを活用した場合でも、研修内容によっては全国一律のものでなく地域性を加味したものである必要がある。
 - ・ 研修は、平日夜間か休日、又はオンラインで開催し、どれを受けるか選べるようにしてほしい。参集かオンラインかといった選択肢があることこそが重要で、各保護司が各々の事情に基づいて選択できればよい。
 - ・ 保護観察所からDVDで研修資料を配布してもらい、オンライン受講と併用して活用するとよい。
 - ・ 数時間の研修を受けるために、同じ県内でも往復で数時間掛かるため、例えば、サポートセンターでオンライン研修を受けられるようにしてほしい。
 - ・ 保護司の都合のよい日時に、何度でも見直せるコンテンツの作成をお願いしたい。
- 処遇活動等におけるデジタル技術の活用
- ・ 面接の不安を軽減するためにもオンラインによる面接もできるようになるとよい。対象者とのやり取りも、電話よりライン等の文字ベースの方が早い。
 - ・ オンラインによる面接だと電話よりも対象者の周囲の環境が見える。
 - ・ オンラインによる面接は、対象者に通信料等が掛かる問題もあり、直

接の面接を原則として、オンラインは補助的に使うべき。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の面でも、ケースの実情に応じて、電話やオンライン面接でもよいようにしてほしい。
- ・ 対象者に直接会って、約束を守らせるということが大事だと思う。
- ・ 仕事で出張することが多く、報告書等のオンライン化は助かる。H@に期待している。
- ・ 報告書を書くのが非常に手間であり、オンラインで提出するにしてもアプリ一つで済ませたい。今後若手を増やしたいということであれば今作るものは最先端のものである必要がある。
- ・ H@は今後使い勝手がよくなっていく気がしない。私は利用しないと思う。
- ・ 様式をデジタル化するとともに、端末を支給してもらいたい。
- ・ 薬物事犯者の引受人会の出欠や、各種アンケート等は電子メールでできるようにしてもらいたい。
- ・ ベテラン保護司の中にはデジタルの利用が苦手な人もいるので、保護観察所がマニュアルを作成するなどして、誰もが使える環境作りをお願いしたい。
- ・ ベテラン保護司によるオンラインフォーラムも開催していただき、ベテランと若手とのつながりができればよいと思う。

イ 面接場所の確保

○ 面接（往来訪）に関すること

- ・ 対象者を自宅に呼んで面接するのは、保護司・対象者双方にとって負担。
- ・ 保護司宅での面接は、家族等様々気を遣う必要があり、特に負担に感じる。
- ・ 保護司の勧誘をする際にも、家庭の事情で対象者を自宅に招き入れることに抵抗があると言われることが非常に多い。
- ・ 保護司の居住環境がマンション等も多いなど、来訪を受け入れる環境が整いにくい。
- ・ 来訪か往訪か、保護司が選べるようにしてほしい。
- ・ 幼い子供がいるので対象者を自宅に呼ぶときは子供を外に預けなければならない。子供を預けられる制度、又はその費用の支弁があるとよい。その面のサポートがあれば、主婦層も保護司活動を身近に感じるようになるのではないか。
- ・ 一度、カフェで面接を行ったが、人目が気になって話ができなかったため、二度とやらない。
- ・ 保護司に委嘱された当初、保護司会から「対象者のプライバシーが守られればどこで面接しても構わない」と言われたことで、とても気が楽になった。

○ サポートセンターその他の面接場所に関すること

- ・ サポートセンターが土日に閉まるので使い勝手が今ひとつである。
- ・ サポートセンターを使う場合、予約や鍵の授受など手間が掛かる。
- ・ 地方の小さな地域では自宅への人の出入りがすぐ分かるので、サポー

トセンターが利用できる」とよい。

- ・ サポートセンターだと、そこに入った人は“犯罪者”と分かってしまう。また、遅刻してくる対象者を自宅でなくサポートセンターでずっと待つのは難しい。
- ・ 広い保護区にサポートセンターが一つしかなく、遠い保護司は使えない、又は対象者が来られない。
- ・ サポートセンターが町内会くらいの単位で1つあると、面接場所の問題について解決できるのではないか。
- ・ 地方公共団体に要請した結果、24時間体制でサポートセンターでの面接が可能となった。
- ・ サポートセンターを設置するのに公共施設内の場所を確保したいが、行政から理解を得ることが難しい。
- ・ 自宅以外の面接場所の確保について、法務省や保護観察所がもっと主導してほしい。
- ・ 公的な立場としての活動を市町村にも認めてもらい、市役所等の一室を借りて面接できるようにしてほしい。
- ・ サポートセンターの設置場所については、広域で市町村合併しているようなところは、公民館等の公共施設に空きが出ていることがあり、そういった場所が狙い目になる。
- ・ 施設の公益性の向上のために、ボランティア団体に施設の部屋を貸し出す社会福祉法人が増えており、そういった所も利用できるのではないか。
- ・ お寺や神社、教会等の場所を、活動場所としてもっと活用できるとよいのではないか。

ウ 保護司会活動における負担の軽減

- 保護司会の事務に関すること
 - ・ 保護司会内の事務を効率化し、ペーパーレス化を進める必要がある。
 - ・ 保護司会事務（庶務・会計）の負担軽減が必要。
 - ・ 保護司会の事務作業を削減し、保護司会に専属の事務員を雇うといった対策を強く望む。
 - ・ 保護司会の事務局の仕事を保護観察所でやってほしい。そのためにも保護観察所の職員を増員してサポートセンターに常駐するようしてほしい。
- 保護司会の運営、活動内容等に関すること
 - ・ 保護司会を維持するための活動には改善点があると思う。効率化できるところや無駄を省くための検討をしてもよいのではないか。
 - ・ 現在の保護司会には時間的にも余裕がある人が多く、多くの事案を引き受けてくれるので助かる部分がたくさんあるが、そのような方々が退任された後、自分たちがそのようにできるのか、悩ましい。
 - ・ 保護司会の運営も保護司活動においては非常に重要であり、保護司が負担に感じないシステム作りが必要。簡素化や手当の補助について検討してほしい。
 - ・ 保護司会費や支部会費が負担である。

- ・ 保護司会費の負担については、従事年数等に基づいて減免するとか、面接を行うに当たって発生する費用の支援等の検討もしていただきたい。
- ・ 保護司会費については地区によって異なると思われ、安い地区もあって不満に感じたこともある。毎月送付される保護司会の冊子は、印刷代や送料がかかっていると思われ、デジタルで十分なのと思う。
- ・ 保護司会の連絡は紙が基本だが、印刷や郵送等のコストも大きく、紙は必要ないので、全ての紙をセキュリティの担保された環境でデータで授受できるようになってほしい。
- ・ 保護司会の研修や活動の連絡についても、ライン等のアプリを使えば楽に情報共有できる。
- ・ 保護司会でグループラインを活用しており、活動内容を共有するなどしている。仲良くなりやすいという面もある。
- ・ 保護司同士の横のつながりは温かく、地域に自分の居場所ややりがいを感じたように感じる。
- ・ 保護司会活動の年間予定を事前に共有してもらえたらよいと思う。各行事の所要時間もあらかじめ教えてほしい。
- ・ “社会を明るくする運動”などに関して保護司会事務局の業務は大変であり、行政の力添えも必要である。
- ・ 更生保護大会等の保護司会のイベントの準備が多く、事件担当より大変で苦痛。イベントは減らすべきと思う。
- ・ 更生保護と直接関係のない地域の会議、学校行事等への参加が負担である。実費弁償金が出ない活動費用は持ち出しになることが多い。
- ・ 保護司会に入ると、地域の他の組織にも参加することになり、活動量が非常に多く、保護司になる上でネックになっている。
- ・ 保護司になると女性配偶者が更生保護女性会に入会しなければいけないという地区の慣習があり、廃止した方がよいと思う。
- ・ 保護司会内の専門部会において提出を求められるものが多く、負担に感じる。
- ・ 専門部会の数を減らすか、活動を最低限にし、参加を無理に求めない体制ができるとよい。
- ・ 専門部会や研修会に参加してみて、オンラインで済むのではないかと考えた。
- ・ 従前所属していた保護司会で寄附金集めがあり、負担だったが、現在所属している保護司会では町からの活動助成金があり寄附を集めず活動できている。
- ・ 保護司会の分区長の仕事も大変であり、保護観察所主催の研修等で観察所に行くのも負担に感じる。
- ・ 保護司としての活動が進むにつれ、役職を担わなくてはならなくなってきた。自分の仕事との両立が難しいところが出てくる。
- ・ 一律に同じ日時で一斉に行動するという活動形態でなく、幅を持った活動ができ、違いが共有されるような保護司会組織である必要がある。そのために、保護観察所が必要な介入をするのがよいと思う。

- ・ 若手保護司が保護司会の会合に参加しないと、悪い保護司だと思われそうで不安である。
- ・ 改善点については保護司会には進言しづらい。現状を変えられないというところに精神的な負担がある。
- ・ 保護司会が組織として変わることは難しい。今回の若手保護司オンラインフォーラムのように保護司活動の改革・改善に向けた機会があるとよい。

(3) 保護司の社会的認知度を向上させていくための方策

ア 社会的認知度に関する広報の現状等について

- 社会的認知の現状に関すること
 - ・ 若い人は保護司を知らない人がほとんどであると感じる。
 - ・ 長い間、保護司は黒子であるべきとの意識で活動してきたが、近年、保護司を表に出そうという動きが強まってきたことに、先輩保護司らが戸惑っているように見える。それが、広報活動の焦点が定まらず、効果が今ひとつであることの一因になっているように感じる。
 - ・ 保護司に関する情報は公開がタブー視されている空気があるが、情報公開していかなければ周囲に保護司をしていることをプラスに捉えてもらえない。もっと積極的に情報公開していく必要がある。
 - ・ 保護司活動について他者に伝えたいが、守秘義務もあり話しにくい。
 - ・ 何のために社会的認知度を上げるのかが明確になっていない。そのため、一般の方には、そういう世界もあるんだなという他人事の話で終わってしまうように感じる。
 - ・ PTAなどで保護司候補者の声掛けをしているが、他のボランティアと比べて「怖い」というイメージがあるので感触がよくない。社会を明るくする、という面を強くPRしていく必要がある。
 - ・ 地区で広報誌を作成しているが配布の範囲がかなり狭く、保護司会に、ネットで配信できないか提案したが、安全面で難しいと断られた。
 - ・ 以前と比べれば、保護司の認知度は上がっていると思う。
 - ・ 社会全体で立ち直りを支えるためにも、認知度向上は必要。
 - ・ 社会的認知度が上がることによるメリットは感じない。
- “社会を明るくする運動”に関すること
 - ・ “社会を明るくする運動”のイメージがふわっとしていて印象に残らない。
 - ・ “社会を明るくする運動”は機能しているとは言い難い。ただ単に広報するだけでなく、“社会を明るくする運動”そのものの意味をきちんと伝えないといけない。

イ 社会的認知度向上に向けた広報等

- 学校での広報、学校関係者への広報に関すること
 - ・ 学校の授業等で活動を教える機会があるとよい。
 - ・ 大学、専門学校、企業の新人研修に出向いて保護司の活動を紹介する機会をもらうのはどうか。
 - ・ 誰もが犯罪を犯し得るということを知ることが大事で、更生できる社会の仕組みがあることを学校等で教えることができるとよい。

- ・ 地元にはこんな活動をしている人がいる、こんな素晴らしい仕事があるということを地元の子供に知ってもらうことが大切。
 - ・ 子供の非行防止を目的とするなら、その親の目線での広報が必要。
 - ・ 地域の小中学校やPTAに対して広報を行っている。
 - ・ “社会を明るくする運動”の作文コンテストを通じて、もっと小中学校に広報できないかと思う。
 - ・ 教員資格取得のカリキュラムの一つに更生保護制度が入れば、認知向上や保護司の人材確保につながると思う。
- 若い世代への広報の手法等に関すること
- ・ 広報が紙媒体にとどまっている。インターネット等で見られるようにしてもっと発信・拡散してもよい。
 - ・ インターネットで保護司について調べても、余り情報が出てこない。体験談的なものもないし、サポセンの住所を調べるのも一苦勞という状態。
 - ・ 有名人の起用、動画・SNS、インフルエンサー、ユーチューバーの活用、マスコミ、ドラマ等を通じた積極広報。
 - ・ Yahoo!で宣伝すると効果的。数秒で終わるため鬱陶しさがなくインパクトが非常に大きいものがある。
 - ・ 今の若い人は興味あるものしか見ないため、テレビドラマはなかなか見ないのではないか。
 - ・ 認知度を上げる手段は世代によって全く違うので、中高年向けには新聞広告や公共放送など、若者にはYouTube、TikTokなどで話題提供するとよい。
- 広報の内容に関すること
- ・ 何を広報するのか定まっていないことが問題。「保護司がどういう人か」ということを広報しても、若手の確保にはつながらない。
 - ・ 犯罪や非行をしても立ち直れるということを広く社会に周知するのが大切だと思う。
 - ・ 保護司になる前は、自分とは関係のないこととしか思えず、保護司になって初めて、罪を犯した人や困っている人がこんなに大勢、しかも身近にいることが見えるようになった。こういう世界があることを身近に感じられない人に繰り返し保護司についてお知らせしても効果は限定的。まず、こういう世界があるということを“社会を明るくする運動”等を通して広く世間に広げていく必要がある。
 - ・ 保護司は物騒なものというイメージがあり、子育て世代の話を聞くと、自分の子供が小さいのに保護司を引き受けたら危ないのではという声が聞かれる。地域の子供が小学校から中学校へと上がるにつれて問題が生じる可能性もあり、地域で子供たちを見守っていく必要があるといった観点から保護司活動について広報するのがよいと思う。
 - ・ 保護司になる前は不安だったが、活動を通じて不安が薄れていったため、そのような話を周囲にもしたいが、その機会がない。保護司の体験談を発表する機会を設けることが社会的認知度の向上につながる。
 - ・ 地域のお他団体と一緒に犯罪予防活動を行ったりしているので、そうい

った取組についても広報を行ってはどうか。

- ・ 保護司制度は若い人にとって人生の糧となる経験ができること、安全安心な未来につながることを知ってもらいたい。
- ・ 再犯率が高いということが記事として大きく出ると、保護司のなり手が少なくなるように感じる。
- 広報の主体、役割分担等に関すること
 - ・ 分区、保護区、保護観察所、地方委員会、法務省と役割分担を明確にして広報すべき。
 - ・ 保護司自身も日頃から様々な人と関わり、負担に感じるイメージを少しでも和らげる雰囲気作りをしておくことが大切。
 - ・ 保護司自身がPRするのは、手前味噌になってしまい、難しい。
 - ・ 保護司をしていることが地域に知られると、その家への来訪者が犯罪者だと勘ぐられることもあるため、保護司が個人で保護司活動の広報をするのには限界がある。

(4) 幅広い世代・分野から多様な人材を確保するための方策

ア 保護司のなり手を探す方策について

- 働き掛け先の団体等に関すること
 - ・ 士業や経営者の団体、社会福祉関係者から人材確保できるとよい。
 - ・ 商工会議所、経済団体、業界団体等に協力を依頼するのもよい。
 - ・ JC等との連携は思ったほど進んでいない印象。
 - ・ 若い保護司のなり手を増やすなら、ライオンズクラブやBBSといった団体にアプローチすべき。
 - ・ 保護司の業務はソーシャルワークであり、社会福祉士等が行っていることと非常にリンクしている。全国の社会福祉法人の経営者が所属する団体に働き掛けて推薦を受けたり活動への協力を依頼してはどうか。
 - ・ BBS会員に若手保護司が体験を伝える場を設け、保護司のやりがいや面白さを伝えて保護司になってもらえるようにするのがよいのではないか。
 - ・ 学校関係者など地域の公共施設（団体）から紹介してもらうのが有効ではないか。
 - ・ 子ども食堂には、幅広い世代のボランティアに肯定的な方が集まるので、候補者が得られやすいと思う。
- 情報収集、働き掛けの方法等に関すること
 - ・ 既存の保護司会のネットワークの外の情報を持っている協力雇用主から情報収集するとよいのではないか。
 - ・ ターゲットを絞って保護観察所が現地に赴き戦略的に人材を確保してもらいたい。
 - ・ 保護司会内で比較的若手の保護司を集めて委員会を立ち上げ、保護司活動への参加について勧誘する具体的な手法等について話し合った。各保護司の地域での活動や本業の中で得た情報を生かして、関係団体に働き掛けることとしている。
 - ・ 保護司の元の所属団体とのつながり等を活用すれば、団体への働きかけの道がもっと開けるのではないか。

- ・ 保護司の中には様々な分野で活躍されている人がいるので、その道の人を探して見付けるのも一つの方法。
- ・ 「保護司」であることを秘匿せず、PTAや地域の様々な委員会、JC等関係団体に「保護司」として参画することで、連携を図り、候補者を探し出しやすい環境を作り出せるのではないか。
- ・ 熱意を持った人による保護司の説明が大事。
- ・ 新任保護司の確保の状況について報告を求められることが負担である。適任者確保を国が保護司任せにしているという不満にもつながる。

イ 保護司適任者の推薦、委嘱手続等について

- 保護司の“入口”に関すること
 - ・ どうやって保護司になるのか分からないと言われることが多い。
 - ・ 若い保護司の発掘と育成には時間が掛かる。
 - ・ 予備自衛官のようなシステムが導入できないか。つまり、実際に活動している人、その手伝いをする人等、関わってくれる人を増やしていく。保護司の認知度向上にもつなげていけないか。
 - ・ オンラインで保護司体験ができるようになるとよい。
 - ・ 保護司に関心がある人に向けた説明会があるとよい。
 - ・ 保護司になることを検討中の人のために、職場や家族の理解を促すような説明文書があるとよい。
- 推薦等の手続に関すること
 - ・ 保護司会の推薦のみでなく、申込みルートを多様かつ柔軟にすることが必要。
 - ・ これまでのような、保護司が保護司を紹介する制度は限界だと思う。断られた場合にこれまでの人間関係にひびが入ると思うと、積極的に紹介（推薦）できない。
 - ・ 一定程度の公募が必要だと感じる。
 - ・ 保護司の一般公募、リクルートの窓口を作って保護司会に適任者を紹介する仕組みや、保護観察所内に適任者確保の専門部署を置くことを検討すべきではないか。
 - ・ それぞれの保護司が直接保護観察所へ保護司適任者を紹介できる仕組みがあるとよい。
 - ・ 先輩保護司が熱意を持って、後任の保護司を見付けるしかない。
 - ・ 手当たり次第に保護司のなり手を探すことはイメージを悪化させ、保護司の社会的地位を損ない逆効果になりかねない。
 - ・ 定員を埋めるための補充は、改める必要がある。対象者の数が大きく減っている中、今の保護司の数を確保する必要があるのか疑問。
 - ・ 定員（充足率）にこだわりすぎず、慎重に選ぶのがよい。

ウ 今後の適任者の確保に向けて

- 制度、活動環境等に関すること
 - ・ ボランティアや社会貢献に対する意識が高い人を集めるのはそれなりに難しい。働きがいのある環境について考える必要がある。
 - ・ 保護司にならないかと声を掛けると、保護司は忙しいという認識を持たれていて、今は無理と言われる。研修に全て出席しなければいけない

という縛りをなくしていかないといけない。

- ・ 保護司活動を有償化し、副業並みの収入が得られれば保護司になりたい人が増えるのではないか。有償化に伴い、実務研修の充実や、より強い使命感と意欲的な活動が期待できる。
 - ・ 保護司を職業にする。具体的には保護司ができる資格を厳しくして質を向上させ、報酬を支払う。
 - ・ 日中、夜間、土日に時間を割くことも多く、家族への負担も大きいなどボランティアの域を超えている。報酬を出して、候補者も公募することとしてもよいと思うほどの仕事量である。
 - ・ 保護司は既にボランティアでは立ちゆかなくなっているのではないかと感じている。組織の存続のために根本的な見直しが必要。
 - ・ 保護司がボランティアである必要性について、今一度検討すべき。
 - ・ 保護司がボランティアであることにはメリットもデメリットもある。報酬がないのにここまでやっていると思ってもらえる反面、報酬がないのはいわゆる「やりがい搾取」であり、若い世代は特に気になる点だと思う。議論が進んでいくとよい。
 - ・ 現状は退職した人が保護司をやるための制度になっていると感じる。現役世代に保護司になってもらうには、現状のシステムを大きく変える必要がある。
 - ・ 入札参加資格審査における加点制度を活用して、保護司活動に協力している企業を優遇するなどして、保護司制度を広められないか。
 - ・ 消防団のように、保護司確保に協力する企業に対しての減税や表彰などの優遇措置があればよい。
 - ・ 保護司には新型コロナウイルスワクチンの先行接種があるとよかった。
- 今後の適任者、保護司像に関すること
- ・ 「先生」と呼ぶのを止めた方がよい。
 - ・ 保護司が立派な人や意識の高い人ばかりでないということを、あえて広める必要があるのではないか。昔やんちゃをしていたけど今は更生したというような保護司がいてもよいと思う。
 - ・ 現在の保護司の職業には偏りがあるので、様々なところから誘い、裾野が広がればよいと思う。
 - ・ やや高額と感じられる保護司会費の負担のほか、叙勲や褒章を受けた方が多額の寄附をしたり、大きなパーティーを開いたり、保護司をするにはお金が掛かるイメージがあり、改善する必要がある。
 - ・ オンラインでの対象者面接ができるようになるなどすれば、障がいがある方も活動しやすくなるのではないか。
 - ・ 保護司の委嘱の条件には4つあるが（※保護司法第3条第1項①社会的信望、②熱意及び時間的余裕、③生活の安定、④健康）、敷居が高すぎる。
 - ・ 保護司活動で仕事に支障が出ることは避けられない以上、経営等が安定しない若い自営業者などが保護司をするのは難しい。
 - ・ 例えば、若い女性の保護司が昼間に自宅に対象者を呼ぶのは難しいと

思う。

- ・ 公務員、学校の校長や警察官などに、現役のうちから保護司になってもらうのがよいと思う。
 - ・ 退職した公務員が保護司になるのはよいと思う。
 - ・ 対象者が求める保護司像は、教える人ではなく、共感する、又は共感しようと努力する人だと思うので、幅広い世代、分野の保護司が必要。若い対象者には若い保護司の方がよいケースもあると思う。
 - ・ 保護司には、それまでのキャリアのためか、指導者意識が強すぎる人が多いと感じる。活動内容をもっとオープンにしたり、定年年齢を下げてはどうか。
 - ・ 事務手続だけをする人であったり、定年を過ぎた人にはサポーターとして活動していただくなど、役割分担をすることも考えられる。
- その他今後の保護司活動等に関すること
- ・ 薬物依存の対象者については、社会の理解をもっと進めていく必要がある。これら再犯を減らせば保護司の負担も減らすことができる。
 - ・ 対象者に高齢・障害者が増えてきており、その対応を考えることが重要。
 - ・ 対象者の孤立の解決のために、各種制度の連携が必要。地域の社会資源と保護司がネットワークを作るような仕組みができるとうよい。
 - ・ 対象者の更生は保護司だけに関わるものではなく、保護司だけが多様であっても意味がなく、多様な人が、保護司や対象者の更生に関わる状況を作り出す必要がある。

6 本報告書の活用

今後、保護局と全国保護司連盟とが協力して、本報告書に記載の参加者意見、各種会同・協議会等の会議における官民の意見、調査等により収集した取組事例等を踏まえ、持続可能な保護司制度の構築に向けた各種取組を実施していくこととする。

また、各地域において、その実情に応じた保護司確保策や支援策に取り組むに当たり、本報告書に記載の参加者意見を参考として活用願いたい。